

## 特定非営利活動法人日本レーザー医学会 休会規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会（以下、「本学会」という。）会員の休会に関して定める。

### (休会について)

第2条 本学会の会員は、以下の各号のいずれかに該当し、本学会の会員としての活動が不可能となった場合は、休会することができる。

- (1) 海外留学
- (2) 出産、育児または介護
- (3) 長期病氣療養等

- 2 休会期間は、本学会の法人年度（毎年9月から翌年8月まで）の単位で認められるものとし、原則として2年間を限度とする。
- 3 休会期間の年会費は、免除するものとする。
- 4 休会期間中は、本学会会員としての権利を執行することはできない。

### (休会の手続き)

第3条 本学会の会員が休会を希望するとき、休会申込書（様式1）を用いて、理事長あてに提出しなければならない。ただし、申請者は休会申請する年度までの年会費をすべて納入しなければならない。

- 2 本学会庶務委員会は、休会申込書に基づき審議し、結果を申請者に通知する。
- 3 休会期間を延長したいとき、再度休会申請の手続きを実施しなければならない。

### (復会の手続き)

第4条 休会中の者が、本学会会員への復帰（以下、「復会」という。）を希望するとき、復会申込書（様式2）を用いて、理事長あてに提出しなければならない。

- 2 本学会庶務委員会は、復会申込書に基づき審議し、結果を申請者に通知する。
- 3 復会が認められたとき、申請者はすみやかに復会年度の年会費を納入するものとする。

### (休会中の会員としての権利)

第5条 休会中には、以下の各号に示すように、会員としての権利を行使することはできない。

- 1) 機関誌の配信及び送本
- 2) 会員履歴年数への算入
- 3) 専門医及び指導医申請資格に必要な期間計算への算入
- 4) 専門医及び指導医更新申請その他専門医及び指導医としての一切の活動
- 5) 各評議員資格申請に必要な期間計算への算入
- 6) 論文発表、演題発表、学術集会参加等の業績認定
- 7) 総会における会員としての権利の行使

(規程の変更)

第6条

本規程は、理事会の議を経て、変更することができる。

附則

本規程は、令和7年4月8日から施行する。